

【合志市特産品地域ブランド推進協議会】

合志ブランド認証審査基準

合志ブランド認証要綱第3条に規定する合志ブランドとして認証するための審査基準を次のとおり定める。

1. 共通認証基準

合志市の資源と個性を生かした優れた産品を「合志ブランド」として認証するため、次の要件を基準とする。

1) 産地

- ①合志市で生産された産品である
- ②加工品の場合は、合志市で生産された素材を主原料として使用している
- ③事業者あるいは事業所が合志市内である

2) 品質と価格

- ①味、外観等に優れている
- ②品質に見合う価格が設定されている

3) 安全安心

- ①生産履歴が準備されている
- ②産品や販売に関する関係法令が遵守されている
- ③安全・安心に関する情報が開示されている
- ④生産体制が確立しており、継続的に生産・販売が可能である

4) 合志市らしさ

- ①合志市にちなんだ伝承や物語性を持っている
- ②特色ある品種や技術により作られている

◆産品は、農畜産品やその加工品、料理や工芸品なども含むものとする。

2. 個別産品に係る基準

共通認証基準に加え、産品の種別によっては、その特性に応じた個別の基準を定めることができる。

個別産品に係る基準については、認証審査部会において必要に応じ定めるものとする。

3. 受証事業者に係る基準

「合志ブランド」の認証に際し、次の要件を受証事業者に係る基準として考慮し、認証を行うものとする。

- ①地域経済活性化を目的とした「合志ブランド」を理解し、相互に協力し、地域ブランドの育成に貢献しようとする連帯感があること。
- ②新製品開発や販売力の向上に対する旺盛な意欲があること。
- ③品質の向上や安全・安心の確保に高い意識を持ち、生産者・製造者責任に基づく誠実な対応ができること。

附 則

1. この基準は、平成22年3月25日から実施施行する。